

「地域発 元気づくり支援金」 佐久地域審査方針

佐久地域振興局企画振興課

「地域発 元気づくり支援金交付要綱（以下「要綱」といいます。）」第6第6項の規定による佐久地域の「内示に当たっての方針」を以下のとおり定めます。

1 基本的な考え方

佐久地域は、新幹線や高速道路、中部横断自動車道により首都圏から良好なアクセス環境であり、特徴的な教育を行う教育機関が各地で設立されており、今後の発展の可能性が高い地域です。

今後更なる発展のためには、健康長寿の推進、持続可能な農林業の推進、将来を担う人材や地域住民の学びの機会の充実、移住者同士・移住者と住民が交流する機会の提供、住民主体の地域づくり等を進めていく必要があります。

このため、佐久地域では「地域発 元気づくり支援金」の活用により、佐久地域で暮らし活動する多様な人々の協働を促進するとともに、地域の元気を生み出す事業を支援することで、横断的な課題解決を図り、長野県総合5か年計画「佐久地域計画」に沿った地域全体の活力の向上とさらなる発展を目指します。

2 審査方針

審査に当たっては、要綱に基づくほか、前記1の「基本的な考え方」を踏まえて、次に掲げる事業を重視します。

- (1) 「地域発元気づくり支援金交付要領（以下「要領」といいます。）第2第5項に基づき、県全域及び地域で重点的に推進する事項に該当する事業（「重点テーマ」）
- (2) 複数市町村が協働して取り組む事業や、事業効果が一市町村に留まらず広域に及ぶ事業（「広域性」）
- (3) 新しい独創的な取り組みや、事業手法等に先進的なアイデアが見られ、他への波及効果が期待できる事業（「新規性・モデル性」）

3 継続事業の取り扱い

要領第2の2の（2）の規定に基づく補助率の引き下げについては、令和5年度においては行わないこととします。

なお、要領別表の5の規定により、工夫や発展性を伴わない事業は、採択しないこととします。

ただし、市町村が行う資材供給事業（花苗供給事業を除く。）については、地域住民の参画を得て地域協働性が強い事業であることから、事業計画書の提出時までには事業

が具体化しているものであって、同一事業箇所で行われるものでない場合に審査の対象とします。

<p>【工夫や発展性を伴わない事業の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業箇所の変更や事業延長を行うもの。 ○ 花苗の種類を替えるもの。 ○ 前年度整備した施設に備品を購入するもの。 ○ 単なる財源振替のもの。 <p style="text-align: right;">など</p>

4 選定基準

要綱第6第4項の規定に基づく選定基準については、要領第2第3項（別表）1から5までの選定基準のほか、前記2の「審査方針」を踏まえ、（別表）6に規定する「その他、地域振興局長が必要と認める基準」を次のとおり定めます。

選定基準	全県統一選定基準 (要領第2第3項(別表)1~5)					地域振興局長が必要と認める基準 (要領第2第3項(別表)6)		
	① 住民ニーズ・公益性	② 合意形成・諸手続き	③ 有効性	④ 地域住民の参画	⑤ 継続性・発展性	⑥ 重点テーマ	⑦ 広域性	⑧ 新規性・モデル性

5 補助率

要綱第5の規定に基づく支援金の交付額については、下記のとおりとします。

区分	ハード事業		ソフト事業	
		重点テーマに該当する場合		重点テーマに該当する場合
市町村・広域連合・一部事務組合	1 / 2以内	2 / 3以内	3 / 4以内	4 / 5以内
財政力指数が県平均以下の市町村	2 / 3以内	3 / 4以内		
公共的団体				

6 補助限度額

原則として、1事業に対する補助限度額は30万円を下限とし500万円を上限とします。

なお、500万円を超える補助額については、選定会議の意見を聴き、定めるものとします。

また、管外市町村と共同で実施する場合には、該当地域振興局と連携を図り、選定会議の意見を聴き、定めます。